

企業版ふるさと納税支援業務の委託料に関する覚書（案）

日進市（以下「甲」という。）と、受託事業者（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結され、又は更新された原契約等に関し、委託料等の支払に関する条件を明確にするため、本覚書を締結する。

（定義、適用範囲、優先関係）

第1条 本覚書において「原契約等」とは、甲乙間で締結され、又は更新された、企業版ふるさと納税、地方創生応援税制、寄附獲得、寄附者紹介、寄附見込企業の紹介、マッチング支援その他これらに類する業務に関する契約（名称のいかんを問わず、甲乙間で合意された一切の契約）をいう。

2 本覚書において「委託料等」とは、報酬、委託料、手数料、本サービス利用料金、成功報酬その他名目のいかんを問わず、寄附又は寄附見込企業の紹介、取次ぎ、媒介、営業、面談、情報提供、広告掲載、営業リスト掲載、放送、配信その他これらに類する支援（以下「紹介等」という。）に関連して甲が乙に支払う対価をいう。

3 本覚書において「紹介事業者」とは、寄附企業が寄附を行うに当たり、当該寄附企業に対して日進市又は対象事業について紹介等を行った事業者のうち、寄附企業が提出する甲が定める寄附申込書に紹介事業者として記載された事業者をいう。

4 本覚書は、原契約等における委託料等の発生要件、請求要件、支払対象、支払先の判定、同一寄附企業による2回目以降の寄附、翌年度以降の寄附又は再度の寄附の取扱い、及び契約期間終了後の委託料等の発生又は請求に関する事項について定めるものである。

5 前項の事項について、原契約等の定めと本覚書の定めが抵触する場合は、本覚書の定めが優先して適用される。

6 本覚書に定める事項を除き、原契約等のその他の定めは従前どおり効力を有する。

(委託料等の支払)

第2条 甲は、乙に対し、寄附申込書に紹介事業者として乙が記載され(かつ寄附が行われ)た場合に限り委託料等を支払うものとし、乙は、紹介事業者として記載されない限り委託料等を請求できない。

2 同一寄附企業による2回目以降の寄附、翌年度以降の寄附又は再度の寄附についても、甲は各寄附申込書に都度記載された紹介事業者を基準として委託料等の支払先を判断する。

3 寄附申込書に紹介事業者が複数記載された場合、甲は寄附企業に確認し、1者に特定された場合に限り当該1者に委託料等を支払う。なお、紹介事業者が特定できない場合、空欄の場合又は紹介事業者なしと記載された場合は、委託料等は発生しない。

(委託料等の発生期間)

第3条 支払対象となる委託料等は、原契約等の契約期間内に寄附申込がされたものに限るものとし、契約期間終了後に寄附申込がされたものについては、委託料等は発生しない。

2 前項の判断に当たっては、寄附申込書に記載された申込日を基準とする。

(契約終了後の委託料等の取扱い)

第4条 原契約等において、契約期間終了後の寄附についても委託料等が発生する旨の定めがある場合においても、前条に基づき委託料等は発生しない。

(適用時期)

第5条 本覚書は、寄附申込書に記載された申込日が本覚書締結日以後である寄附について適用する。

2 本覚書締結日前の日付が申込日として寄附申込書に記載された寄附については、原契約等の定めに従う。ただし、甲乙が別途書面により合意した場合は、この限りでない。

(その他)

第6条 本覚書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 愛知県日進市蟹甲町池下268番地
氏名 日進市
日進市長 近藤 裕貴

乙 住所
氏名

原契約等一覧

契約書名 (契約日)	業務委託契約書 (令和 年 月 日)
------------	--------------------